

平成 18 年 9 月 26 日
福 祉 部 長 決 定

加古川市移動支援事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、加古川市地域生活支援事業に関する要綱（平成 18 年 9 月 26 日福祉部長決定）（以下「事業要綱」という。）第 3 条の規定に基づき、屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(対象者)

第 2 条 移動支援事業（以下「事業」という。）のサービスを受けることができる者は、加古川市に居住地を有し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護、同条第 4 項に規定する同行援護、同条第 5 項に規定する行動援護及び同条第 9 項に規定する重度障害者等包括支援の受給要件を満たさない者であって、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている全身性障害者（児）
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている知的障害者（児）
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（児）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条に規定する特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている全身性障害者（児）
- (5) その他、社会参加を図る上で、市長が特に必要であると認めた者（児）

(事業内容)

第 3 条 この事業は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出や移動の支援を行うものとする。

(調査)

第 4 条 事業に係る事業要綱第 7 条第 1 項に規定する心身の状況に係る調査は、別表第 1 に掲げる調査票 I 又は調査票 II により行うものとする。

(基準費用額)

第 5 条 事業に係る事業要綱第 8 条第 2 項及び同条第 3 項第 1 号に規定する市長が別に定める基準により算定した費用の額は、1 月において、別表第 2 の利用時間に応じた利用単価（利用単価に加算を行う場合にあっては、当該加算を行って得た額）に、当該利用時間に係る利用回数を乗じて得た額を合算した額に、1,000 分の 1,018 を乗じて得た額とする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日までに、障害福祉サービスにおける外出介護事業所として指定されていた者については、平成 18 年 10 月 1 日に事業要綱第 4 条の規定にかかわらず登録についての添付書類を省略することができるものとする。
- 3 この要綱の施行日までに、障害福祉サービスにおける外出介護を利用していた者については、平成 18 年 10 月 1 日に事業要綱第 6 条の規定にかかわらず申請があったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の加古川市移動支援事業実施要綱（平成 18 年 9 月 26 日福祉部長決定）第 2 条第 1 項第 1 号に基づき加古川市移動支援サービスのサービスを受けることができるとされた者が受ける給付費の支給に係る改正後の加古川市移動支援事業実施要綱の規定の適用については、施行日から平成 24 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 6 日から施行し、平成 27 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

1 調査表Ⅰ

調査項目	選 択 肢		
	1.支援が不要	2.部分的な支援が必要	3.全面的な支援が必要
食事（2-1）	1.支援が不要	2.部分的な支援が必要	3.全面的な支援が必要
排尿（2-4）	1.支援が不要	2.部分的な支援が必要	3.全面的な支援が必要
排便（2-5）	1.支援が不要	2.部分的な支援が必要	3.全面的な支援が必要

備考 調査表Ⅰのうち「2部分的な支援が必要」又は「3.全面的な支援が必要」が1項目以上の場合、区分1とする。

2 調査表Ⅱ（第2条第2号、第3号、第4号及び第5号で定める者に行う調査）

調査項目	0点			1点	2点
コミュニケーション (3-3)	1.日常生活に支障がない			2.特定のものであればコミュニケーションできる 3.会話以外の方法でコミュニケーションできる	4.独自の方法でコミュニケーションできる 5.コミュニケーションできない
説明の理解 (3-4)	1.理解できる			2.理解できない	3.理解できているか判断できない
大声・奇声を出す (4-7)	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要
異食行動 (4-16)	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要
多動・行動停止 (4-19)	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要
不安定な行動 (4-20)	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要
自らを傷つける行為 (4-21)	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要
他人を傷つける行為 (4-22)	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要
不適切な行為 (4-23)	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要
突発的な行為 (4-24)	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要
過食・反すう等 (4-25)	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要
てんかん発作	1.年1回以上			2.月に1回以上	3.週1回以上
点数合計				点	

備考

- 1 調査表Ⅰの内容にかかわらず、調査表Ⅱにより10点以上の場合、区分1とする。
- 2 調査表Ⅰ、調査表Ⅱにより、区分1とならない者については、区分2とする。

別表第2 (第5条関係)

(単位:円)

対象者	利用時間	利用単価		加算		
		区分1 身体介護なし	区分2 身体介護あり	早朝・夜間	深夜	2人派遣
身体・知的・児童・精神・難病患者等	30分未満	1,060	2,560	所定単価× 25/100 を加算	所定単価× 50/100 を加算	所定単価×2
	30分以上 1時間未満	1,970	4,040			
	1時間以上 1時間30分未満	2,750	5,870			
	1時間30分以上 2時間未満	3,450	6,690			
	2時間以上 2時間30分未満	4,140	7,540			
	2時間30分以上 3時間未満	4,830	8,370			
	3時間以上 3時間30分未満	5,520	9,210			
	以後30分毎に	+690	+830			

備考

- 1 早朝：午前6時から午前8時まで、夜間：午後6時から午後10時まで
- 2 深夜：午後10時から午前6時まで
- 3 端数処理においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日 厚生労働省告示第523号）の例による。
- 4 利用単価の区分は、別表第1の調査票Ⅰ又は調査表Ⅱで得られた区分により判断する。